

子ども・子育て会議について

1. 子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定されている、各市町村が設置する会議体です。

2. 子ども・子育て会議を設置する目的

法第61条では、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが求められています。

この「子ども・子育て支援事業計画」は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に図るための計画で、現在は2期目（令和2年度～6年度）です。

この計画の策定や変更にあたっては、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされています。

そのため、条例により、「富田林市子ども・子育て会議」を設置しています。

⇒資料3 富田林市子ども・子育て会議条例

3. 子ども・子育て会議で行うこと

富田林市子ども・子育て会議条例第2条では、以下の事項を処理することとしています。

- ①計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- ②施策の充実及び見直しに関すること。
- ③その他計画の推進に必要な事項に関すること。

4. 委員構成（20人以内）

富田林市子ども・子育て会議条例第3条の規定により、18名の委員により組織しています。

- ①学識経験のある者
- ②関係団体の推薦を受けた者
- ③子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ④子どもの保護者
- ⑤その他市長が適当と認める者

5. 任期

2年（令和元年9月1日から令和3年8月31日）